

## 審議体制に関する論点（案）

論点 1：消費者委員会の下部組織として、基本的には、専門調査会方式を活用することとして良いか。

論点 2：専門調査会の座長と座長代理は基本的に専門委員から選任することとするが、必ずしも委員が座長又は座長代理となることを妨げないとして良いか。

論点 3：審議事項のかたまりとしては、総合企画関連、消費者安全関連、消費者取引関連、物価関連、表示対策関連、食品表示関連、新開発食品関連の 7 つのかたまりとする。そのうち、総合企画関連以外の 6 つについては専門性の観点から、各々 1 つのかたまりとして取り扱い、専門調査会を設け、議論することとしてはどうか。さらに検討を進める中で、必要のある場合には、合同調査会の開催や、専門調査会の統合を考えてはどうか。

論点 4：総合企画関連については、当面消費者委員会で議論を先行的に行い、検討を進める中で、専門調査会の設置等を考えてはどうか。

論点 5：緊急時の対応をどうするか。

（案 1）委員全員を招集の上、過半数が出席した場合には消費者委員会を開催し、案件に関する調査審議を行う。

（案 2）定足数に満たない場合でも、消費者委員会としての議決が可能となるような仕組みを設ける。

論点 6：定常的な監視体制としては、常勤的委員と事務局からなる「点検グループ」を設け、消費者委員会の審議にむけての事前調査として、消費者庁から情報提供を受けるとともに、各省庁等に対するヒアリング、資料要求、現場視察を実施することとしてはどうか。その結果をとりまとめた上で、消費者委員会に報告し、消費者委員会で審議を進めてはどうか。